

(別記様式第1号)

計画作成年度	2021年度(令和3年度)
計画変更年度	2024年度(令和6年度)
計画主体	木古内町

## 木古内町鳥獣被害防止計画(第5期)

<連絡先>

担当部署名: 木古内町産業経済課

所在地: 上磯郡木古内町字本町218番地

電話番号: 01392-2-3131

FAX番号: 01392-2-3622

メールアドレス: [kazuki-kamada@town.kikonai.lg.jp](mailto:kazuki-kamada@town.kikonai.lg.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ・エゾシカ・キツネ・タヌキ・トド
計画期間	2022年度（令和4年度）～2024年度（令和6年度）
対象地域	木古内町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（2021年度（令和3年度））

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	水稻・スイートコーン	0.95ha 225千円
エゾシカ	水稻・デントコーン・南瓜・栗	8.73ha 465千円
キツネ	各種野菜、デントコーン	0.79ha 40千円
タヌキ	各種野菜	— —
トド	漁網、漁獲物	— —
計		10.47ha 730千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の状況
ヒグマ	例年春期から秋季までの出没情報が寄せられ、主に農地地区での作物の食害・踏みつけが多い。近年は民家付近への出没情報が多く寄せられてくるようになり、農作物と人身いずれもの被害防除対策が急務となっている
エゾシカ	近年生息頭数が大幅に増加しており、農地地区では食害・踏みつけ・水田の畦破壊等があり、今後、人間の生活環境への被害が懸念される状況にある
キツネ	例年、春期から秋期にかけて町内全域において出没しており、農作物に被害を与えている。また、民家周辺のゴミ収集地を荒らし、被害を及ぼしている。
タヌキ	例年、春期から秋期にかけて町内全域において出没しており、農作物に被害を与えている。また、民家周辺のゴミ収集地を荒らし、被害を及ぼしている。
トド	冬期間から春期間にかけて、トドの出没により漁場の水産資源が逃げることで漁獲量が減少や漁網の破損被害の懸念がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (2021 年度 (令和 3 年度))	目標値 (2024 年度 (令和 6 年度))
被害面積	10.47 ha	現状値の 30% 軽減
被害金額	730 千円	現状値の 30% 軽減

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
ヒグマ捕獲等に関する取組	出没状況に応じ猟友会へ出動要請。関係機関と協議し、銃器・箱わなを用いた捕獲活動を実施している。事案に応じては関係機関と連携した周知・広報をし、被害の最小化に努めている。	出没情報に応じて早急な対応を行っているが、地元猟友会員の高齢化が顕著であり、新たな担い手を確保し、継続的な捕獲体制の維持を図る必要がある。
ヒグマ防護柵の設置等に関する取組	出没し、被害を与えている農地に電気柵を設置することで、被害を減少させている。	ヒグマ出没の誘因となる農作物残渣の発生を抑え、電気柵の適切な維持管理を継続していくことが最重要であるが、他地域ではヒグマが電気柵を突破した事例もあることから、詳細な設置方法や劣化を抑える管理方法等の周知徹底を定期的実施していく必要がある。
エゾシカ捕獲等に関する取組	猟友会に出動を依頼し、農作物・生活環境被害がある場合には銃器等で駆除を行っている。	近年生息状況が大きく変化し、明らかな頭数の増加が見られる。そのため銃器だけでなく「くくりわな」の設置をはじめとした多様な捕獲方法で捕獲数の増加を図っていく必要がある。
エゾシカ防護柵の設置に関する取組	出没し、被害を与えている農地に電気柵を設置することで、被害を減少させている。	電気柵の設置方法を工夫し、シカを農地に侵入させないように設置していく必要がある。また、出没状況や電気柵の状況調査を行いシカの捕獲圧の強化に繋げていく必要がある。

キツネ・タヌキ捕獲等に関する取組	農作物の食害等の通報が寄せられた場合には、主に箱わなを用いて駆除を行っている。	ハンターの高齢化や人数が減少しており将来への担い手の確保が急務となっている。
キツネ・タヌキ防護柵の設置に関する取組	農家や家庭菜園がある一般家庭において漁網を設置して被害防除に努めている。	今後もより一層工夫を重ね、被害防止対策の推進を図る必要がある。
トド捕獲等に関する取組	ハンターによる銃器での捕獲や追い払いを行っている。	被害状況の監視、実態調査を行うなど被害状況の現状を把握し、有効な駆除対策を検討する。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

- ① 地元ハンターの高齢化に対応する為、鳥獣を捕獲する担い手の確保・育成を図る。
- ② 行政、猟友会、農林漁業関係団体と連携しながら、被害防止に向けた効果的な対策等を協議・検討する。
- ③ 被害を未然に防ぐための生ゴミや農作物の残渣等の誘引物の除去管理等の徹底による未然防止対策を推進する。
- ④ 継続的に出没する個体（ヒグマ・エゾシカ）に対しては、従来講じてきた銃器・箱わな等による捕獲を継続するとともに、生息状況等を調査し電気柵等の設置、新規でのわなの導入を含めた効果的な対策を検討し、農作物の被害防止に努める。
- ⑤ 漁具被害を防ぐための強化網等の導入を促進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会木古内支部木古内部会と協議し、実施隊を設置して捕獲を継続するとともに、関係機関等との連携を図り、効果的な駆除に取り組む。

また、ヒグマ・エゾシカといった大型動物の捕獲を進めていくにはライフル銃を所持させて効果的な捕獲を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば

添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2022年度 (令和4年度)	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者の担い手対策を図るための普及活動。</li> <li>・被害状況の監視、生息状況実態調査。</li> <li>・電気柵・わな等の捕獲器具の設置導入の検討。</li> </ul>
	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者の担い手対策を図るための普及活動。</li> <li>・被害状況の監視、生息状況実態調査。</li> <li>・電気柵・わな等の捕獲器具の設置導入の検討。</li> </ul>
	キツネ・タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者の担い手対策を図るための普及活動。</li> <li>・わな等の捕獲器具の導入の検討。</li> </ul>
	トド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の監視、生息状況実態調査。</li> <li>・ハンターによる銃器での捕獲や追い払いの実施。</li> </ul>
2023年度 (令和5年度)	同 上	同 上
2024年度 (令和6年度)	同 上	同 上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
ヒグマ	<p>出没場所や出没状況から、継続的な出没や人身事故等の危険性の高い個体および農作物に被害を及ぼす個体について迅速に捕獲する。</p> <p>近年の平均捕獲頭数実績を勘案し、見込み計画として5頭を設定する。</p>
エゾシカ	<p>平成30年以降、捕獲頭数が大幅に増加しており、生息数の増加が懸念される上、被害防止への早急な対応が求められている。このことから、捕獲計画頭数を増加させ25頭とし、農業被害の軽減のため、捕獲活動を実施していく。</p>
キツネ	<p>近年の被害状況および捕獲実績を基に設定する。</p>
タヌキ	<p>近年の被害状況および捕獲実績を基に設定する。</p>
トド	<p>北海道連合海区漁業調整委員会の指示に従うこととする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）
ヒグマ	5	10	10
エゾシカ	25	50	50
キツネ	10	10	10
タヌキ	15	15	15
トド	1	1	1

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ヒグマ エゾシカ	・捕獲予定場所は町内一円とし、捕獲時期については春期から秋期にかけて行う。（ただし、必要に応じて通年捕獲を実施。）
キツネ タヌキ	・捕獲手段については銃器（ライフル銃・散弾銃等）または箱わな・くくりわな等の機材を使用し、より効果的に実施する。
トド	・冬期から春期にかけて銃器による捕獲や追い払いを実施する。

（注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性：ヒグマ・エゾシカ等の大型獣種の捕獲のため。 実施予定時期：計画対象期間各年の4月～翌年3月。 捕獲予定場所：木古内町内一円。

（注） 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### （4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
国有林を除く木古内町一円	キツネ・タヌキ

（注） 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和5年度)
ヒグマ エゾシカ トド	必要に応じ電気柵・強化網等の整備を検討する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2022年度 (令和4年度)	ヒグマ エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害を未然に防ぐための生ゴミや農作物・水産物の残さ等の誘引物の除去管理等の徹底による未然防止対策を推進する。</li> <li>被害予防策の調査とその普及及び情報の提供を図る。</li> <li>ヒグマ出没箇所においてはハンターによる巡視や防災無線での住民への周知または注意看板を設置し人身被害の未然防止を推進する。</li> </ul>
2023年度 (令和5年度)	キツネ	
2024年度 (令和6年度)	タヌキ トド	

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
渡島総合振興局農務課	農業被害把握、実施に関する情報提供および技術的助言援助
渡島総合振興局林務課	林業被害把握、実施に関する情報提供および技術的助言援助
渡島総合振興局環境生活課	被害状況把握、実施に関する情報提供および技術的助言援助
渡島農業改良普及センター 地域第三係	農業被害状況把握、情報提供、農業者への助言指導
渡島総合振興局西部森林室	林業被害状況把握、情報提供、林業者への助言指導
北海道警察函館方面 木古内警察署 (泉沢駐在所含む)	人里付近出没時の緊急パトロール 地域住民への注意喚起及び指導的普及啓発 緊急時の住宅地における発砲命令

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙緊急時体制フロー図参照。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

対象鳥獣	捕獲後の処理
ヒグマ	試料提供後、肉については有効活用し、それ以外は焼却処分する。
エゾシカ	肉については有効活用し、それ以外は焼却処分する
キツネ・タヌキ	焼却処分する。
トド	皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処分する

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現状の捕獲頭数では産業化あるいはジビエとしての利活用は困難な状況にあるが、今後の捕獲頭数によっては食肉加工等の地域資源としての利活用を検討したい。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	木古内町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
木古内町	協議会の連絡調整及び農林業者や地域住民に対する啓発活動
新函館農業協同組合 知内営農センター	農業被害状況調査、被害予防策の推進
上磯郡漁業協同組合	漁業被害状況調査、被害予防策の推進
はこだて広域森林組合	林業被害状況調査、被害予防策の推進
木古内町内会連合協議会	町内啓発活動
北海道猟友会木古内支部 木古内部会	鳥獣の生態に関する助言、巡回パトロール、有害鳥獣駆除
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言および情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。



2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
渡島総合振興局農務課	農業被害把握、実施に関する情報提供および技術的助言援助
渡島総合振興局林務課	林業被害把握、実施に関する情報提供および技術的助言援助
渡島総合振興局環境生活課	被害状況把握、実施に関する情報提供および技術的助言援助
渡島農業改良普及センター 地域第三係	農業被害状況把握、情報提供、農業者への助言指導
渡島総合振興局西部森林室	林業被害状況把握、情報提供、林業者への助言指導
北海道警察函館方面 木古内警察署 (泉駐在所含む)	人里付近出没时间の緊急パトロール 地域住民への注意喚起及び指導的普及啓発 緊急時の住宅地における発砲命令

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北海道猟友会木古内支部木古内支部と協議し、継続して実施隊を設置する。  
規模・構成：北海道猟友会木古内支部木古内支部会員12名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。